2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者を通じて当該一方の締約国内で又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網（専用回線を含む。）又は公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス及びそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

(d)　専用回線又は自営回線を通じて利用者にサービスを提供すること。ただし、そのようなサービスの範囲及び種類が自国の法令に適合する場合に限る。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が、国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びに当該一方の締約国内でデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため又は利用者の個人情報を保護するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網又は伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

(c)　附属書六の自国の特定の約束に係る表における約束に基づいて他方の締約国のサービス提供者がサービスを提供することが認められない場合において、当該サービスを提供しないことを確保するために必要なとき。

(d)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用が安全保障上及び安全上の危険を構成せず、かつ、当該アクセス及び当該利用が公表されている法令、規則又は規制（自国の公の秩序に関連するものを含む。）であって同種のサービスの提供者又は利用者に対して差別なく適用されるものに違反しないことを確保するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電話サービスの再販売又は共同利用の制限

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(c)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件

(d)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(e)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(f)　届出、登録及び免許

7　1から6までの規定にかかわらず、各締約国は、その発展の水準に従い、国内の電気通信の基盤及びサービスに関する能力を強化し、並びに電気通信サービスの国際貿易における自国の参加を増大させるために必要な合理的な条件を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に課することができるものとし、当該条件を附属書六の各締約国の特定の約束に係る表に特定する。

第四節　確保すべき相互接続

各締約国は、自国の法令の範囲内で、公衆電気通信の伝送網の提供者と他の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者との間の相互接続を確保する。

第五節　携帯電話番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定する携帯電話サービスに番号ポータビリティを提供することを奨励するよう努める。

第六節　再販売

一方の締約国は、自国の区域内の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に不当又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

注釈　インドについては、この節の規定は、国際通信用の専用回線（ＩＰＬＣ）によるサービスについてのみ適用する。

第七節　主要なサービス提供者による待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内のいかなる主要なサービス提供者も、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体、その子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

注釈　この1の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者、その子会社及び提携する会社並びに提携していないサービス提供者が同様の状況にあるか否かを基準として、1に規定する待遇について監視し、又は評価する。

第八節　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、自国の関係当局を通じ、主要なサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2　1の規定の適用上、反競争的行為には、次の行為を含む。

(a)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(b)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がサービスを提供するために必要なものを当該提供者が適時に利用することができるようにしないこと。